

島根県認知症対応型共同生活介護事業所に係る自己評価・外部評価実施要領（抜粋）

第3 自己評価及び外部評価の実施回数

- 1 事業者は、その事業所ごとに原則として少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施するものとする。
- 2 事業所のうち、過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、第1項の規定にかかわらず、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。
 - (1) 別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を市町村に提出していること。
 - (2) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
 - (3) 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が原則出席していること。
 - (4) 別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。
- 3 前項の適用を希望する事業者は、外部評価を実施しないこととしたい年度の4月15日又は外部評価の公表日から14日を経過した日のいずれか遅い日までに、外部評価実施回数特例適用申出書（第1号様式）を県に申し出なければならない。
- 4 県は、申出のあった当該事業所の指定及び監督を行っている市町村に対して、要領第3第2項の適用について、同意の有無を外部評価実施回数特例適用協議書（第2号様式）により協議する。
- 5 市町村は、第4項の協議があったときは、外部評価実施回数特例適用回答書（第3号様式）により回答するものとする。
- 6 県は、第5項の回答に基づき、申出のあった事業所に対して、外部評価実施回数特例適用通知書（第4号様式）により要領第3第2項の適用の可否を通知すると共に、市町村に対してその結果を通知する。
- 7 事業者は、申出により当該事業所が外部評価を行わない年は、自主的な自己評価等の取組みによりサービスの質の向上に努めなければならない。
- 8 事業者は、外部評価を行わないこととした年度の次の年度に実施した外部評価の結果を踏まえ、その翌年度の外部評価を行わないことを希望する場合には、再度、第3項の申出をしなければならない。
- 9 県は、第6項の通知後に、当該事業所が第2項の要件を満たしていないことが判明した場合には、通知を取消することができる。